

※新聞記事のレイアウトを変更しております。

【質問】 電子処方箋について教えてください。

(62歳、主婦)

電子処方箋

【回答】 電子処方箋は、これまで運用されていた紙の処方箋を電子化したものです。政府は1月26日から、全国で電子処方箋が利用できるようにするシステムの運用を始めます。必要な機器の問題などがあり、対応可能な医療機関や調剤薬局はまだ少ない現状ですが、政府は今後、導入を拡大していく考えです。利用には患者本人の同意が必要で、紙の処方箋も従来通り利用できます。

電子処方箋では、処方



手帳」で薬剤師が確認していますが、電子化すれば手帳がなくても、医

履歴の照合、確認瞬時に

された患者が過去に処方された薬のデータを瞬時に照合して▽他の医療機関で同じような効能の薬が重複して処方されていないか▽飲み合わせが悪い薬が処方されていないか▽などをコンピューターが確認します。

紙の処方箋では「お薬

に医療機関から送られてくるレセプト(診療報酬明細書)情報のうち、処方薬剤に関する情報について、本人や患者が同意した医療機関で閲覧することが可能です。ただ、登録はレセプト提出後のため情報は1カ月遅れになっています。

26日システム運用開始

師、薬剤師、コンピューターによる3重のチェックで、安心して薬を受け取ることができます。電子処方箋を運用するためのシステムには、既に運用されている健康保険証のオンライン資格確認システムを拡張して用います。同システムでは現在、毎月初め

今回の電子処方箋導入に伴い、各医療機関では患者に処方箋を発行した段階で、情報を同システムに登録する仕組みになります。同システムに対応している調剤薬局であれば、患者は本人確認と同意だけで、どの薬局でも薬を受け取ることができます。

電子処方箋の発行、受け取りのための本人確認と同意には、マイナンバーカードが必要で、同カードがなくても保険証があれば確認可能ですが、その場合は医療機関が発行する引き換え番号を受け取り、薬局で提示する必要があります。

患者にとっては、紙の処方箋を持参する手間や、紛失する心配がなく、なる利点もあります。お薬手帳は不要になり、過去に処方された薬については、同カード取得者向けサイト「マイナポータル」や「電子版お薬手帳アプリ」で知ることができます。医療の効率化とともに、より安全安心な医療を提供できるようにするために必要なシステムだと考えています。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。